

令和5年度高知県観光ポスター制作委託業務仕様書

1 趣旨

高知県への観光を PR するためのポスター制作に係るデザイン及び印刷用データ制作等の業務委託候補事業者（以下「事業者」という。）を、公募型プロポーザルにより選定する。

2 目的及び内容等

(1) 目的

高知県観光の持つ魅力を効果的に伝える視覚的効果の高い観光ポスターにより、ポスターを観た方の高知県来訪の意欲を高めることを目的とする。

(2) 内容

ポスターの内容は、一過性の話題作りや瞬間的なインパクトではなく、普遍的なイメージとして想起させるデザインにより、中長期的に高知県観光の魅力を広く伝えつつ、同時に高知県観光の認知度を向上させ、イメージをあまねく定着させる内容のものであること。

(3) 広報対象

潜在的な観光客として想定される高知県外の居住者一般を対象とするが、特定の性別や年齢を想定し、提案することを可とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

4 制作物仕様及び業務内容

(1) サイズ B 2 (728mm×515mm) 版縦

(2) 色刷り フルカラー

(3) 紙質

マットコート紙 135kg を目安とし、ポスターに適した紙質を提案すること。
印刷水準や長期の掲示に耐えうるだけでなく、イベント等での短期間の使用を考慮した廉価な紙質を検討し提案することも可とします。

(4) 数量 3種類 各200枚 計600枚

ただし、上記で提案した紙質に応じて枚数を変更することを可とする。

(5) デザイン

ア 受託者は、デザイン、レイアウト、撮影又は写真素材の入手、印刷データの作成、印刷等、ポスター制作に必要なすべての業務を行う。

イ 以下の項目を含めること。

(ア) 高知県観光を広く訴求できる観光資源を撮影した写真

(イ) 目的に叶うキャッチコピー

(ウ) 「高知県」の表記

(エ) 高知県章

(オ) 「高知県観光コンベンション協会」の表記

(カ) ホームページ「こうち旅ネット」の URL 及び二次元コード

ウ 写真は目的に相応しい高知県内の観光スポットを撮影したものであること。ただし、令和4年1月から令和5年12月の間に撮影されたものであることが望ましい。

エ 1種類のポスターだけで自立して目的に叶うものであること。

オ 写真又はフォントやイラスト、キャッチコピー等はすべて提案者が準備すること。
カ 3種類のポスターに統一感を持たせること。そのため、デザインやキャッチコピー等は3種類に共通したものを提案すること。

(6) 校正 3回程度を目安とし、その他に色校正1回とする。

(7) 納品物 (成果物)

ア 観光ポスター 3種類 各200枚 計600枚
100枚を1組としてクラフト紙包装とすること。

イ 印刷データ AIファイル形式 一式
CD-R等に保存して納品してください。

ウ デジタルサイネージ等用データ PDF及びJPEGファイル形式 一式
CD-R等に保存して納品してください。

エ 納品場所 公益財団法人高知県観光コンベンション協会
〒780-0056 高知県高知市北本町2-10-10

5 成果物に係る権利の帰属

- (1) 成果物については、原則として公益財団法人高知県観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、協会自らが複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をすること、又は協会の委託した第三者に複製させ、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。
- (2) 受託者は、本委託業務の成果物が第三者の著作権、意匠権その他一切の知的財産権を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利の侵害を主張された場合の一切の責任は受託者が負うものとする。
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (4) 受託者は、当該委託業務の成果物及び成果物を構成する素材に係る著作権を、各成果物引き渡し時に、協会に譲渡するものとする。ただし、譲渡する以外に有効な手法がある場合は、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議するものとする。
- (5) 協会が譲渡を受ける権利には、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻案権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する現著作者の権利）に定める権利も含むものとする。
- (6) 上記(1)に基づき、本事業の契約期間終了後に協会は必要に応じて制作物を増刷できるものとする。協会が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。

6 その他

- (1) 受託者は、本業務を実施するにあたり、協会と十分な調整を行うこと。
- (2) 本業務の達成に必要な一切の経費は受託者の負担とする。
- (3) 情報の管理について、本業務に携わる者は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行い、事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とすること。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、業務を進めるものとする。